

S I e r 会 員 向 け

総合保険制度の ご案内

(受託者賠償責任保険・請負業者賠償責任保険・組立保険・生産物賠償責任保険)

保険期間

- 受託者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、
生産物賠償責任保険の保険期間

お申込み月の翌月**1日から2022年11月1日午後4時まで**

- 組立保険の保険期間

保険始期日から**1年間**

※実際の保険期間については、申込書にてご確認ください。

Sler会員向け総合保険制度は、さまざ

個々の会員Sler様が安心してSler業務を行うため、皆様が任意でご加入できるオプション補償をご



まな事故による損害から皆様を守ります。

用意いたしました。

1 受託者賠償責任保険

自社で管理・作業中の受託物に対する賠償リスクを補償します。

参照ページ P.7~P.8

2 請負業者賠償責任保険

工事・作業中の対人・対物事故による賠償リスクを補償します。

参照ページ P.9~P.10

3 組立保険

不測かつ突発的な事故により
引渡し前の資材に生じた損害
等を補償します。

参照ページ P.11~P.12

4 生産物賠償責任保険

引渡し後に発生した対人・対物事故による損害賠償リスクを補償します。

参照ページ P.13~P.14

Sler会員向け総合保険制度の特徴

特徴
1

FA・ロボットシステムインテグレータ
協会会員のみ加入できる
Sler専用の商品です!

特徴
2

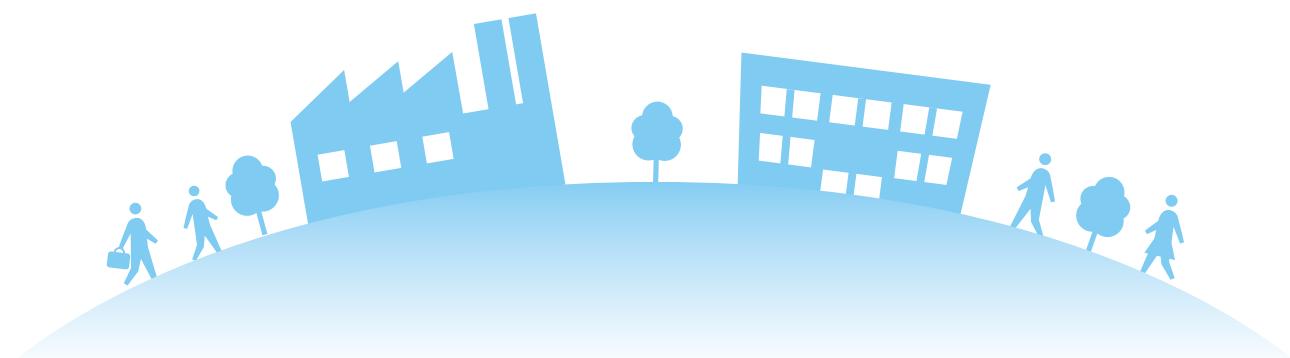
FA・ロボットシステムインテグレータ
協会独自の商品設計に基づいた制度です!

特徴
3

総付け保険制度では対象外の
「業務中の賠償リスク」も補償します!

特徴
4

総合した保険制度でのご提供により、
リスクをモレなく包括的に補償します!



Sler会員向け総合保険制度おすすめプラン

おすすめプラン ①

損害賠償に備えた補償をご用意したい方向け!

受託者賠償責任保険



請負業者賠償責任保険



生産物賠償責任保険

おすすめプラン ②

自然災害等を含めた手厚い補償をご用意したい方向け!

請負業者賠償責任保険



生産物賠償責任保険



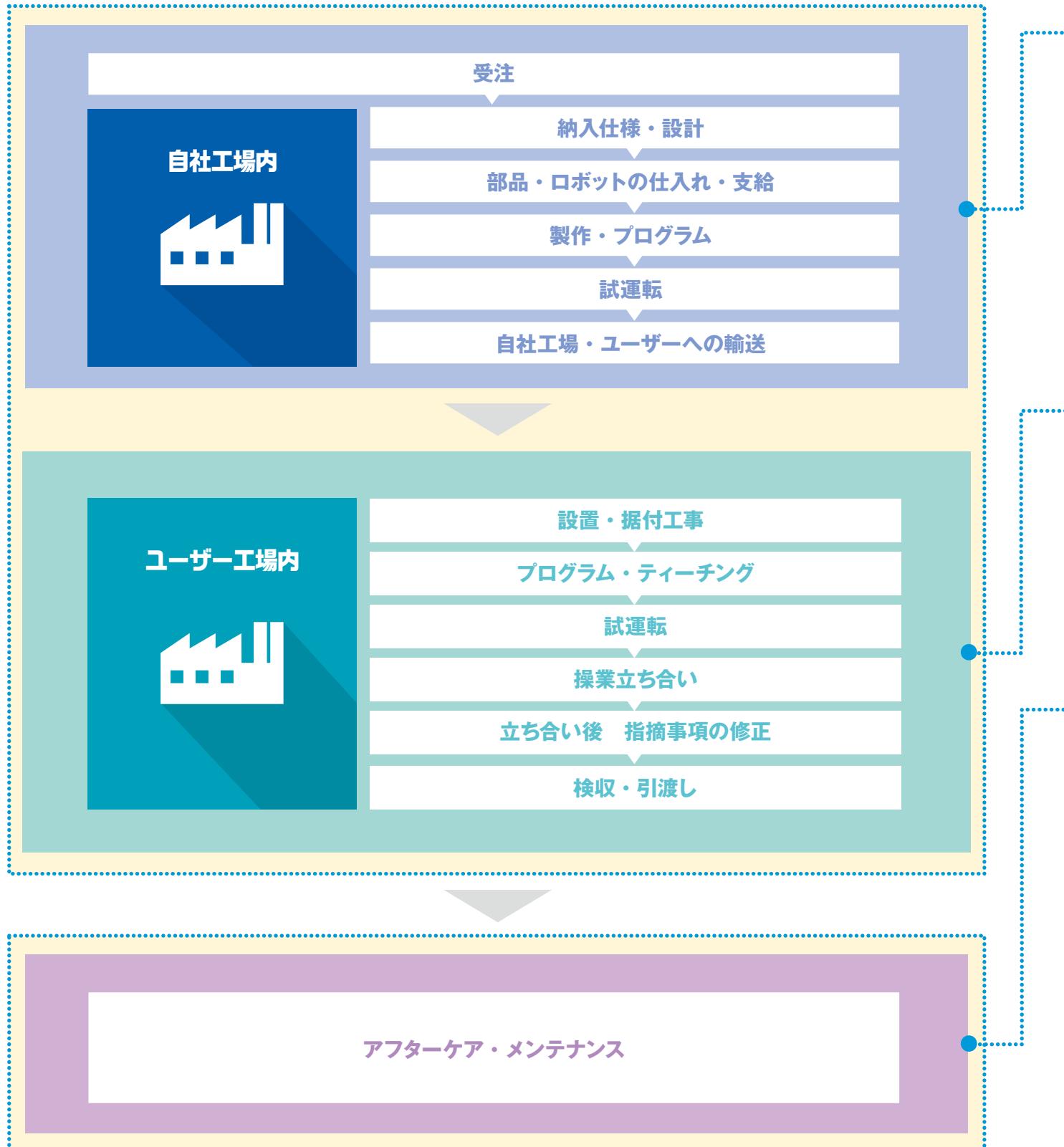
組立保険

Sler会員向け総付け保険制度のご案内

Sler会員(企業)の皆様が、会費以外の追加のご負担なしにご利用いただける「Sler会員向け総付け保険制度」

*1 この総付け保険制度は、日本ロボット工業会が契約者となり、Sler会員を被保険者(補償の対象者)とする保険です。

*2 「協力会員」はこの保険制度の対象外です。



(受託者賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

保険制度^{*1}をご用意しています。すべてのSler会員^{*2}の皆様が、以下の補償を受けることができます。

→ 受託者賠償責任保険

自社で管理・作業中の受託物に対する賠償リスクを補償します。

支払限度額

担保項目	支払限度額	縮小支払割合*	免責金額
対物 賠償責任(1事故・保険期間中)	500 万円	80%	なし

* 縮小支払割合:損害額に縮小支払い割合(80%)を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額(500万円)が上限となります。

→ ユーザー工場内も保険の対象になりました!

自社調達ロボットの損壊も補償します!

補償内容	免責金額
産業用ロボットシステム損害額の10%	10 万円

→ 生産物賠償責任保険(PL保険)

引渡し後に発生した対人・対物事故による損害賠償リスクを補償します。

支払限度額

	担保項目	支払限度額	免責金額
主契約	対人・対物 賠償責任(1事故・保険期間中)	100 万円	10 万円
特約条項	①初期対応費用担保特約(1事故)	100 万円*	なし
	②生産物・仕事の目的物自体の損壊担保特約(1事故・保険期間中)	100 万円	10 万円

* 身体障害見舞費用の支払限度額は、被害者1名につき3万円が限度

1 受託者賠償責任保険

補償内容

記名被保険者が、自社構内(保管施設)において、受託物(ユーザー・ロボットメーカー等から支給されるロボット、ハンド、ワーク、部品等)を管理・作業中に発生した事故(損壊、紛失、または盗取・詐取)について、被保険者が受託物の正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

※ 自社の輸送用具を用いての輸送中等、保管施設外で受託物を管理している場合を含みます。

※ 日本国内で発生した事故が補償対象です。

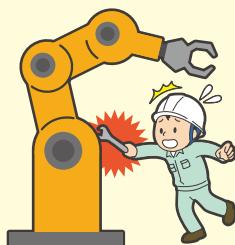
※ 受託物とは記名被保険者が管理し、記名被保険者以外の者が所有する財物をいい、次の物を含みません。ご契約にあたっては、保険の対象とする受託物を申込書(明細書)に明確に記載していただきます。

【含まれない物】

貨紙幣、有価証券、印紙、切手(料額印面が印刷されたはがきを含みます。)、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章、稿本、設計書、雑型、動物、植物、土地およびその定着物

等

事故例



ユーザーが購入し、自社工場で預かったロボットのプログラム作業中に、作業員が誤って工具をロボットにぶつけ損傷した。



調整を終えたロボットを自社のトラックにて輸送中に、ロボットに組み付けた支給部品が損壊。部品メーカーより部品代を請求された。

お支払いする保険金

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者*が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※法律上の損害賠償金については、賠償責任の承認または賠償金額の決定前の東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）の同意が必要となりますので、ご注意ください。 ※事故が生じた場所および時期における受託物の時価が限度となります。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）
③損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または弊社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

* この保険契約において補償を受けることができる次の方をいいます。

a. 記名被保険者（保険証券の記名被保険者欄に記載された者）

b. 記名被保険者の使用人

c. 記名被保険者の理事・取締役その他法人の業務を執行する機関（役員等）（記名被保険者・法人の場合）

d. 記名被保険者の構成員（記名被保険者が法人以外の団体の場合）

e. 記名被保険者の同居の親族（記名被保険者が自然人の場合）

自社で管理・作業中の受託物に対する賠償リスクを補償します!

ポイント

- 総付け保険制度の **ご負担金額(縮小支払割合80%で支払われた保険金の残額)** を補償します!
- 総付け保険制度を超える **高額な損害賠償請求** を補償します!

担保項目	支払限度額	免責金額
対物 賠償責任(1事故・保険期間中)	5,000万円 1億円 3億円	なし

※総付け保険制度が優先的に適用されます。

保険金のお支払方法

①法律上の損害賠償金に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が、お支払いの限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \boxed{\text{①法律上の損害賠償金}}$$

※総付け保険制度により支払われるべき保険金の額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります（支払限度額は適用されません。）。

$$\text{お支払いする保険金} = \boxed{\text{②争訟費用}} + \boxed{\text{③損害防止軽減費用}} + \boxed{\text{④緊急措置費用}} + \boxed{\text{⑤協力費用}}$$

例外 「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合は、②争訟費用は、下記の式に従ってお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \boxed{\text{②争訟費用}} \times \frac{\text{支払限度額}}{\boxed{\text{①法律上の損害賠償金}}}$$

保険金をお支払いしない場合

次の事由により生じた損害については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細は約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

- ①保険契約者または被保険者の故意
- ②他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ③被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害（死亡を含みます。）に起因する賠償責任
- ④保険契約者または被保険者が行いまたは加担した受託物の盗取または詐取
- ⑤保険契約者または被保険者が受託物を私的な目的で使用している間に生じた事故
- ⑥自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ⑦自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他にこれらに類似の現象
- ⑧ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ⑨給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家用器具からの蒸気もしくは水の漏出もしくはいつ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出もしくはいつ出
- ⑩建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
- ⑪受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- ⑫受託物の使用不能（収益減少を含みます。）
- ⑬発注者工場内での受託物の管理

等

保険料例

年間の売上高**5億円**の会員様で支払限度額**5,000万円**と設定する場合 ➤ **191,850円**

2 請負業者賠償責任保険

補償内容

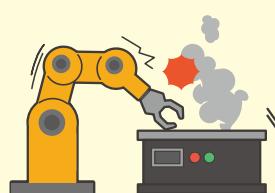
FA・ロボットシステムインテグレータ業務の遂行またはFA・ロボットシステムインテグレータ業務を行うために記名被保険者が所有、使用または管理している施設に起因して、他人にケガをさせたり(対人事故)、他人の物を壊したり(対物事故)したために、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

※ 日本国内において、保険期間中に発生した事故が対象です。

事故例



ロボットの据付工事中に、不注意によって、ユーザー工場内の従業員にけがをさせてしまった。
【対人事故】



ユーザー工場内で試運転中に、仕様外の挙動によって、ラインを損壊・停止させてしまった。
【対物事故】

お支払いする保険金

①法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者*1が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※ 法律上の損害賠償金は、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受け保険会社の同意が必要となりますので、ご注意ください。

②争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）

③損害防止軽減費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用

④緊急措置費用

事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または弊社の同意を得て支出したその他の費用

⑤協力費用

弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

①は、その額から免責金額*2を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額*3が、お支払いの限度となります。

$$\text{お支払いする保険金} = \boxed{\text{①法律上の損害賠償金}} - \boxed{\text{免責金額}}$$

※総付け保険制度により支払われるべき保険金の額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を超える場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります（支払限度額は適用されません。）。

$$\text{お支払いする保険金} = \boxed{\text{②争訟費用}} + \boxed{\text{③損害防止軽減費用}} + \boxed{\text{④緊急措置費用}} + \boxed{\text{⑤協力費用}}$$

例外 「①>支払限度額」となる場合は、②争訟費用は、下記の式に従ってお支払いします。

$$\text{お支払いする保険金} = \boxed{\text{②争訟費用}} \times \frac{\boxed{\text{支払限度額}}}{\boxed{\text{①法律上の損害賠償金}}}$$

*1 この保険契約において補償を受けることができる次の方をいいます。

a. 記名被保険者（保険証券の記名被保険者欄に記載された者）
b. 記名被保険者・その下請負人の使用人
c. 記名被保険者・その下請負人の理事・取締役その他法人的業務を執行する機関（役員等）（記名被保険者・その下請負人が法人の場合）
d. 記名被保険者の構成員（記名被保険者が法人以外の社団の場合）
e. 記名被保険者の同居の親族（記名被保険者が自然人の場合）

1. 記名被保険者の下請負人

g. 発注者（保険証券の発注者欄に記載された者。記載した場合のみ被保険者に含まれます。）

*2 お支払いする保険金の計算にあたって、保険金のお支払対象となる損害の額から差し引かれる金額をいいます。免責金額は、被保険者の自己負担となります。

*3 保険会社がお支払いする保険金の上限額をいいます。対人事故と対物事故について、合算となります。「1事故あたり」で設定しますが、対人事故に限り、「被害者1名あたりの支払限度額」も設定します。

FA・ロボットシステムインテグレータ業務の遂行に起因する対人・対物事故による賠償責任を補償します!

ポイント

●支給財物損壊担保特約を **支払限度額1億円** でご用意!(対人・対物の支払限度額が5,000万円の場合は5,000万円)

●ユーザーから支給された **高額なロボット等の損壊** を補償します!

	担保項目	支払限度額	免責金額
主契約	対人・対物 賠償責任(1名/1事故)	5,000万円 1億円 3億円	なし
特約条項	支給財物損壊担保特約(1事故) (上記支払限度額の内枠)	1億円	5万円

※受託者賠償責任保険が優先的に適用されます。

※管理下財物損壊担保特約付帯

※支給財物とは仕事の遂行のために支給された資材および設置工事の目的物(工事用仮設物の材料を含みます。)であって、保険証券記載の記名被保険者以外の者が所有するものをいいます。

管理下財物損壊担保特約:次の財物(管理下財物)の損壊について、被保険者が正当な権利(所有権等)を有する者に対して負う賠償責任を補償します。

・記名被保険者等が占有・使用している財物

・記名被保険者等が直接作業を加えている財物

・記名被保険者等が借りている財物

保険金をお支払いしない場合

次の事由により生じた損害については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細は約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

- ①土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴う土地の沈下、隆起、振動等による土地や建物の損壊、土地の軟弱化等による土地の損壊および地下水の増減(近隣の井戸水が涸れた等)*1
- ②施設である建物外部から内部への雨・雪等の浸入または吹込み
- ③自動車・原動機付自転車または航空機の所有、使用または管理*2
- ④記名被保険者等*3の占有を離れた商品、飲食物等の財物
- ⑤仕事の終了、引渡しまたは放棄の後にその仕事の結果に起因して発生した事故
- ⑥ちり・ほこりまたは騒音
- ⑦飛散防止対策等の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆または火の粉の飛散、拡散
- ⑧石綿(アスベスト)、石綿の代替物質(それらを含む製品を含みます。)の発がん性その他の有害な特性
- ⑨汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出(ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、弊社に通知されたものは、お支払いの対象となります。)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ⑩医療行為等法令により特定の有資格者以外が行なうことが禁じられている行為
- ⑪核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用(放射能汚染、放射線障害を含みます。)(ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯

蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。)

- ⑫保険契約者、被保険者の故意
- ⑬戦争、変乱、暴動、騒ぎょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ⑭他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- ⑮被保険者の同居の親族に対する賠償責任
- ⑯被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(死亡を含みます。)に起因する賠償責任
- ⑰排水または排気(煙を含みます。)
- ⑱記名被保険者等・その法定代理人・使用者が所有する財物
- ⑲記名被保険者等・その法定代理人・使用者がもっぱら仕事以外の目的のために使用する財物
- ⑳貨幣・紙幣・有価証券・印紙・切手(料額印面が印刷されたはがきを含みます。)・証書・宝石・貴金属・美術品・骨董品・勲章・き章・稿本・設計書・雑誌その他これらに類する財物
- ㉑記名被保険者等がリース契約・レンタル契約その他の賃貸借契約に基づいて借りている財物
- ㉒記名被保険者等が保管施設において保管するために預かっている財物
- ㉓記名被保険者等が運送を受託した貨物(貨物の損壊が作業場の内部において発生した場合は補償対象外とはなりません。)
- ㉔支給財物が正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊
- ㉕支給財物が他の財物に組み込まれた後に発見された損壊
- ㉖損壊した支給財物の使用不能

等

*1 オプションにより、一定の条件のもとにお支払いの対象となる場合があります。詳しくは代理店または引受け保険会社にお問い合わせください。
*2 記名被保険者等が作業場または施設の内部で所有・使用・管理するブルドーザー等の特定の工作車に起因する損害は、自賠責保険契約または自動車保険契約により補償されるべき金額を超える部分がお支払いの対象になります。
*3 P9の被保険者*1のa.f.gの方に限ります。

保険料算出・保険料精算

- ・保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した売上高に基づき保険料を算出します。
- ・ご契約に際しては、売上高を確認できる公表資料・客観資料の提出が必要となります。
- ・保険期間中に精算を行いません。
- ・ご申告の売上高が把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減します。

保険料例

年間の売上高**5億円**の会員様で支払限度額**5,000万円**と設定する場合 ➤ **286,300円**

3 組立保険

Sler会員向け
総合保険制度
専用補償

補償内容

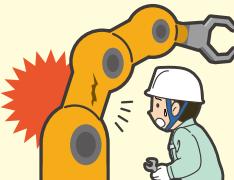
自社工場内およびユーザー工場内において、工事の目的物となる機械、設備、装置、鋼構造物およびその材料、据え付け工事、組立工事などを遂行するために必要な次のもの（仮枠、足場、電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備類などの工事用仮設物、現場事務所、宿舎、倉庫などの工事用仮設建物など）が、不測かつ突発的な事故により、保険の対象に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

- ①火災、落雷、破裂、爆発によって生じた損害
- ②風災、雹災、雪災、水災によって生じた損害
- ③盗難によって生じた損害
- ④作業員の取扱上の過失によって生じた損害
- ⑤設計、施工、材質または製作の欠陥によって生じた損害
- ⑥その他偶然な破損事故等（①～⑤の事故以外の不測かつ突発的な事故）によって生じた損害

事故例



ユーザー工場内で、試運転中に不測かつ突発的な事故で資材（ロボット本体・ハンド等）を損壊してしまった。【対象物自体の損壊】



ユーザー工場内で、ロボットの据付工事中に、不注意によって資材（ロボット本体・ハンド等）を損壊してしまった。

お支払いする保険金

①損害保険金

損害の額から免責金額^{*1}を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。

保険金額は、対象工事ごとに、工事にかかる請負契約金額とします。

※請負契約金額とは、請負契約上の請負金額に次の補正を加えたものをいいます。

①保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合は、その金額の控除

②支給材料の金額が算入されていない場合は、その支給材料と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額の加算

③出精値引がなされている場合は、その金額の加算

また請負金額を定められない工事については、工事の目的物の完成価額を請負金額とみなします。

損害保険金

=

復旧費^{*2}

+

損害の拡大防止費用^{*3}

-

残存物価額^{*4}

- 免責金額

②残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用を損害保険金とは別にお支払いします。

残存物取片づけ費用保険金

=

損害を受けた保険の対象の残存物を片づけるために必要な費用の実費
(※損害保険金の10%に相当する額を限度とします。)

保険金を支払う場合の損害または費用を補償する他の保険契約等がある場合は、損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額から、他の保険契約等の支払責任額の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。

*1 損害発生の際に、被保険者に自己負担いただく金額をいいます。

*2 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する費用とします。

*3 次の(1)～(5)の費用は復旧費に含まれません。

(1) 仮修理費（ただし、引受保険会社が本修理の一部をなすと認めた費用については、復旧費に含むものとします。）。

(2) 排土または排水費用（ただし、引受保険会社が復旧費の一部をなすと認めた費用につい

ては、復旧費に含むものとします。）。

(3) 工事内容の変更または改良による増加費用

(4) 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用

(5) 保険の対象の復旧作業の休止または手待ち期間の手待ち費用

*3 損害の拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をいいます。（ただし、引受保険会社が承認したものに限ります。）

*4 損害の生じた保険の対象の残存物の価額をいいます。

不測かつ突発的な事故により引渡し前の資材に生じた損害等を補償します!

ポイント

- 不測かつ突発的な事故により、**責任不明な物** の損害を補償します!
- **火災や自然災害(水災・雪災等)**による損害も補償します!
- **自社調達ロボットの損壊** も補償します!

※注意点

- Sler会員とユーザーの間で交わす契約書等に記載された内容により、支払保険金が特定されます。
- 保険料算出基礎数字は前年請負金額+ユーザー支給額の合計となります。

保険金をお支払いしない場合

- ① 保険契約者、被保険者(補償を受けられる方)もしくはこれらの者の代理人または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- ③ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ⑤ 核燃料物質、放射能汚染等によって生じた損害
- ⑥ 被保険者が、対象工事に関して完成期限または納期の遅延、能力不足その他の理由による債務不履行により、損害賠償責任を負担することにより被った損害
- ⑦ 保険の対象の性質もしくは瑕疵またはその自然の消耗(さび、スケール等を含みます。)もしくは劣化による損害
- ⑧ 残材調査の際に発見された紛失または数量の不足の損害
- ⑨ 保険の対象の設計、施工、材質または製作の欠陥を除去するための費用を支出したことによる損害
- ⑩ ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません。

等

保険料例

保険金額を**5億円**として設定される場合 ▶ **825,000円**

4 生産物賠償責任保険(PL保険)

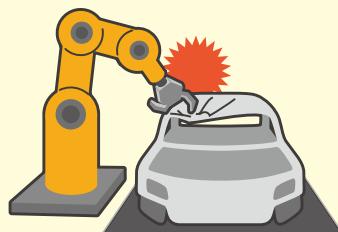
補償内容

- ①記名被保険者が製造、販売または提供した生産物に起因する事故
②記名被保険者が行った仕事の結果に起因して、仕事の終了後に生じた事故
について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

事故例



納入済ロボットシステムにおいて、設置ミスによりロボットが倒れ、ユーザー企業の従業員がケガをした。



引き渡し後稼働中のロボットが、ティーチングと異なる挙動をした結果、ライン上の商品を損壊。同時にハンド部分*も損傷した。
* 生産物・仕事の目的物自体の損壊担保特約により補償されます。

お支払いする保険金

※弊社は保険金を支払う場合に該当する事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内において発生した場合に限り、保険金を支払います。

①法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者*が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※法律上の損害賠償責任については、賠償責任の承認または賠償額の決定前に弊社の同意が必要となりますので、ご注意ください。
②争訟費用	損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が弊社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）
③損害防止軽減費用	事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために弊社の同意を得て支出した費用
④緊急措置費用	事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または弊社の同意を得て支出したその他の費用
⑤協力費用	弊社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が弊社の求めに応じて協力するために支出した費用

* この保険契約において補償を受けることができる次の方をいいます。

- a. 記名被保険者（保険証券の記名被保険者欄に記載された者）
- b. 記名被保険者の使用人
- c. 記名被保険者の理事・取締役その他法人の業務を執行する機関（役員等）（記名被保険者が法人の場合）
- d. 記名被保険者の構成員（記名被保険者が法人以外の社団の場合）
- e. 記名被保険者の同居の親族（記名被保険者が自然人の場合）

製造・販売した商品や引き渡しが終わった工事・作業によって発生した対人・対物事故による損害を補償します!

ポイント

● 総付け保険制度を超える **高額な損害賠償請求** を補償します!

● **生産物・仕事の目的物自体の損壊担保特約** を上乗せ!

引渡し後の目的物の損壊を **600万円** まで補償します!

※同特約は、この生産物賠償責任保険で補償される対人・対物事故の原因となった、生産物・仕事の目的物自体の損壊または損壊によるその使用不能を復活担保します。

	担保項目	支払限度額	免責金額(1事故)
主契約	対人・対物 賠償責任(1事故・保険期間中)	5,000万円 1億円 3億円	10万円
特約条項	生産物・仕事の目的物自体の損壊担保特約(1事故・保険期間中)	500万円	10万円

※上乗せ保険をご契約された方は、総付け保険制度が優先的に適用され、総付け保険制度により支払われるべき保険金の額とその免責金額の合計額またはこの保険契約の保険証券に記載された免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

保険金をお支払いしない場合

次の事由により生じた損害等については、保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細については、約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。

- ①被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物または行った仕事の結果
- ②被保険者による生産物・仕事の目的物の効能・性能に関する不当表示または虚偽表示
- ③仕事が行われた場所に放置または遺棄された機械・装置または資材
- ④完成品(生産物を原材料・部品・容器・包装として使用して製造・加工された財物)や製造品・加工品(生産物・完成品が機械・工具またはその制御装置である場合に、その機械・工具によって製造・加工された財物)の損壊・使用不能についての賠償責任
- ⑤仕事の終了または放棄の前に発生した事故
- ⑥正当な理由なく回収等の措置(リコール等)を行わなかった場合に生じた事故等
- ⑦事故の拡大または発生を防止するために講じられた次の財物の回収・検査・修理・交換その他の措置に要した費用
 - ・生産物・仕事の目的物(これらが一部をなすその他の財物を含みます。)
 - ・製造品・加工品(生産物・完成品が機械・工具またはその制御装置である場合に、その機械・工具によって製造・加工された財物)
- ⑧次の生産物・仕事の結果
 - a.航空機またはロケット、人工衛星、宇宙船その他これらに類するもの
 - b.aの胴体、翼、安定板、エンジン、操縦翼面、運航機器、着陸装置、電子機器、油圧機器、専用機器またはこれらの部品とする目的で記名被保険者

が製造・販売・提供した財物

c.aの保守、点検または修理の結果

⑨石綿(アスベスト)、石綿の代替物質(それらを含む製品を含みます。)の発がん性その他の有害な特性

⑩汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出(ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、弊社に通知されたものは、お支払いの対象となります。)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理等

⑪排水または排気(煙を含みます。)

⑫医療行為等、法令により有資格者以外の者が行うことを禁じられている行為

⑬核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用(放射能汚染、放射線障害を含みます。)(ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。)

⑭保険契約者、被保険者の故意

⑮戦争、変乱、暴動、騒じよう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮

⑯他人との特別の約定によって加重された賠償責任

⑰被保険者の使用者が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害(死亡を含みます。)に起因する賠償責任

等

保険料算出・保険料精算

- ・保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した売上高に基づき保険料を算出します。
- ・ご契約に際しては、売上高を確認できる公表資料・客観資料の提出が必要となります。
- ・保険期間中に精算を行いません。
- ・ご申告の売上高が把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足していた場合には、その不足する割合により保険金を削減します。

保険料例

年間の売上高**5億円**の会員様で支払限度額**5,000万円**と設定する場合 ▶ **271,080円**

ご注意事項

もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

ご契約者と被保険者が異なる場合

ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様(被保険者)ご自身や、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置きください。また、引受保険会社の承認を得すお客様(被保険者)側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します。(保険法第22条第1項)。

「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。そのため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被保険者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご契約の際のご注意

●告知義務

申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

保険金を支払う場合の損害または費用を補償する他の保険契約等がある場合は、損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額から、他の保険契約等の支払責任額の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。

●通知義務

受託者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険の場合、ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

組立保険の場合、ご契約後に申込書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判

明した場合は、すみやかにご契約の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってはご契約を解除することがあります。

- ・工事を追加、変更、中断、再開、または放棄すること。
- ・設計、仕様または施工方法の重要な変更を行うこと。
- ・危険が著しく増加すること。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

●他の保険契約等がある場合

この保険契約を重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。また本総合保険制度は、総付け保険制度が優先的に適用されます。組立保険は、保険金を支払う場合の損害または費用を補償する他の保険契約等がある場合は、損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額から、他の保険契約等の支払責任額の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。

●保険料についての注意点

保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させてしまうことがあります。

保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

●解約と解約返りい金

ご契約の解約(ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせること)については、ご契約の代理店または引受保険会社までご連絡ください。返還される保険料があつても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。

●保険証券

ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社にお問い合わせください。

●代理店の業務

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合は等、保険金、返りい金等の支払いが一定期間凍結されたり、保険金が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(*))またはマンション管理組合等の代理業務を行っております。したがいまして、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

(*) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記記載の対象となります。

(*) 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)



0570-022808 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履歴、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アーケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する範囲に限定されています。

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考するために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のため、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤賃貸、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

各種保険のお申込み方法

加入依頼または補償内容に関するお問い合わせは取扱代理店までご連絡ください。

●取扱代理店

海上商事株式会社(東海北陸エリア除く)

〒151-0053

東京都渋谷区代々木2-11-15

TEL 03-3320-4501

受付 平日9:00～17:30

東海日動パートナーズ東海北陸
(東海北陸エリア:愛知県、三重県、岐阜県、静岡県、富山県、石川県、福井県)

〒461-0004

愛知県名古屋市東区葵1-16-38

葵ガーデンビル1F

TEL 052-508-7111

受付 平日9:00～17:00

●引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

担当課:広域法人部法人第一課

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4147

受付 平日9:00～17:00

*補償内容に関するお問い合わせは代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

このパンフレットは受託者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、組立保険、生産物賠償責任保険の内容についてご紹介したもので、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明点な点等ある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。